

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

条 例

- 北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例……………(市町村課) 51

告 示

- 特定調達契約に係る入札の公告……………(漁業管理課) 51
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………(治山課) 52
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………(治山課) 52
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………(治山課) 53
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………(治山課) 53
○森林法による通知に代える公示……………(治山課) 54

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 54
○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件)…………… 55

道立衛生研究所告示

- 特定調達契約に係る資格に関する公示…………… 56
○特定調達契約に係る入札の公告…………… 56

条 例

北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第76号

北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年北海道条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第5条の4第1号中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同条第2号中「36万5,000円と4円88銭」を「37万5,500円と5円2銭」に改める。

第8条第1号中「510円48銭」を「525円6銭」に、「30万1,875円」を「31万500円」に改め、同条第2号中「26円73銭」を「27円50銭」に、「55万7,115円」を「57万3,030円」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第444号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成28年6月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船海王丸上架修理工事 一式
- 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- 履 行 期 間 平成28年8月17日から同年9月20日まで
- 履 行 場 所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- 平成27年北海道告示第726号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

- (4) 造船所内に総トン数400トン型船舶（鋼船）を^{きよ}入渠できる引揚船台等の設備を有していること。
- (5) 認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成28年6月28日から同年7月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道水産林務部水産局漁業管理課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎7階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課）
- (2) 入札日時 平成28年8月9日 午後2時（送付による場合は、必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電話番号 011-204-5486
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel KAIUOMARU Repair Service 1 set
- B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., August 9, 2016
- C Contact : Fishing Management Division, Bureau of Fisheries, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5486

北海道告示第445号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成28年6月28日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 川上郡標茶町字虹別原野六十五線164の4・181の2・182の3・字虹別原野49の3・574の4・574の5（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び標茶町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第446号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成28年6月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 虻田郡真狩村字緑岡132の1
2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

北海道告示第447号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成28年6月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 天塩郡天塩町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
(2) 保安林として指定された目的 飛砂の防備
(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
2(1) 指定施業要件変更予定保安林 天塩郡天塩町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
(2) 保安林として指定された目的 風害の防備
(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
3(1) 指定施業要件変更予定保安林 天塩郡天塩町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
(2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌振興局産業振興部林務課及び天塩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第448号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成28年6月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 天塩郡天塩町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
の所在場所 天塩町・足寄郡足寄町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
天塩町・足寄町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
2(1) 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡京極町・天塩郡天塩町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第449号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を浦河町役場の掲示場に掲示した。 平成28年6月28日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 通知の内容 平成28年北海道告示第420号 2 所在が不明な者 中山 太一、山崎 重叙	(1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。 (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。 (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (7) 納入地区において、当該調達物品を納入後、10年間以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達ができることを証明した者であること。 (8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成28年6月28日（火）から同年7月19日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道渡島総合振興局告示第82号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成28年6月28日 北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 凍結防止剤散布車（湿式2.5㎡級） 1台 イ 除雪グレーダ（3.7㎡級、シャッターブレード付） 1台 ウ 除雪トラック（10t級6×6専用型） 1台 アからウまでについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納入期限 平成29年3月24日 (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。	4 契約条項を示す場所 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎3階入札室 (送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課)

- (2) 入札日時 平成28年8月9日(火)午後2時(送付による場合は、同月8日(月)までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道渡島総合振興局のホームページ(<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>)においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電話番号 0138-47-9608
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
- a Truck Mounted Spreader (Wet spreading tipe/2.5 cubic meters) Quantity 1
- b Snow Removing grader (with shutter blade, 3.7 meter long) Quantity 1
- c Snow Removing Truck (10 tons class, 6×6) Quantity 1
- B Bit tendering date and time : 2:00 P.M., August 9, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than August 8, 2016)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Hakodate Department of Public Works Management, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9608

北海道渡島総合振興局告示第83号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年6月28日

北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行

- 落札に係る物品等の名称及び数量
自動車(貨物兼乗用自動車) 1台(交換契約により自動車1台を契約の相手方に供し、自動車1台を契約の相手方から調達する。)
- 落札を決定した日
平成28年6月7日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 函館日産自動車株式会社
(2) 住 所 函館市石川町60番地
- 落札金額
1,021,730円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成28年5月13日付け北海道渡島総合振興局告示第60号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道上川総合振興局告示第102号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年6月28日

北海道上川総合振興局長 渡 辺 明 彦

- 落札に係る物品等の名称(1月当たりの単価及び1枚当たりの単価)及び数量
複写機等の賃貸借(点検、調整及び消耗品(用紙及びステープル針を除く。))の供給を含む。) 一式 1台及び1月当たり 8,800枚

2 落札を決定した日 平成28年6月6日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社N o. 1 (2) 住 所 東京都千代田区内幸町1－5－2内幸町平和ビル19階 4 落札金額 (1) 基本料金 7,300円 (2) 複写料金 0.92円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年4月26日付け北海道上川総合振興局告示第80号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道上川総合振興局総務課 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号	2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。 (1) 物品の賃貸事業を営んでいること。 (2) 当該調達する機器に関し、要求仕様書に記載の要件を満たす製品の供給が可能であること。 3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成28年6月28日から同年8月8日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間にしなければならない。 (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。 なお、北海道立衛生研究所のホームページ（http://www.iph.pref.hokkaido.jp/newiph/bidding.html）においてダウンロードすることができる。 (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ及びエ並びに(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。 5 資格に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ (2) 所 在 地 札幌市北区北19条西12丁目 (3) 電 話 番 号 011－747－2709
道 立 衛 生 研 究 所 告 示	
北海道立衛生研究所告示第32号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成28年6月28日 北海道立衛生研究所長 岡 野 素 彦 1 資格及び調達をする物品等の種類 平成28年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成28年6月28日に一般競争入札の公告を行う残留農薬等検査用機器の賃貸借契約 (2) 資 格 残留農薬等検査用機器の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 物 品 等 の 種 類 残留農薬等検査用機器	

北海道立衛生研究所告示第33号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年6月28日

北海道立衛生研究所長 岡 野 素 彦

1 入 札 に 付 す る 事 項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
残留農薬等検査用機器の賃貸借 一式（1月当たりの単価）

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成28年10月3日から平成33年9月30日まで
 なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 平成28年北海道立衛生研究所告示第32号に規定する残留農薬等検査用機器の賃貸借契約に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
 北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所管理棟2階会議室（送付による場合は、郵便番号 060-0819 札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ）
- (2) 入札日時 平成28年8月10日（水）午前10時（送付による場合は、同月9日（火）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
 なお、北海道立衛生研究所のホームページ（<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/newiph/bidding.html>）においてダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
 平成16年北海道告示第448号の2の(2)及び3の(1)による。
- 8 落札者と契約の締結を行わない場合
 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ
- (2) 所在地 札幌市北区北19条西12丁目
- (3) 電話番号 011-747-2709

10 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : A lease only on machines or instruments for examination on agricultural chemicals 1 set
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., August 10, 2016
 (If mailed bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 9, 2016)
- C Contact : Department of Planning and Administrative, Hokkaido institute of Public Health, Kita 19-jo Nishi 12-chome, Kita-ku, Sapporo 060-0819 Japan
 Phone : 011-747-2709